

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仁淀川町長 古味 実

市町村名 (市町村コード)	仁淀川町 (39387)
地域名 (地域内農業集落名)	長者地区 (木半夏,宮首,下中ノ瀬,上中ノ瀬,古田,打置,西古城山,東古城山,寺野,竹谷,宮ヶ坪,五味谷,石井野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、山間地域に位置し急峻地形で小区画、不整形な農地や、接道がない農地が点在し、面的な基盤整備が困難な上、農業従事者の高齢化が顕著で、過疎化による後継者不足により、耕作放棄地の増加が深刻化している。持続的に農地の利用を図っていくためには、後継者、新規参入者の確保・育成や地域住民等を交え、集落活動センターなど地域全体で農地を守って行く仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在耕作している農地すべてを守っていく事は、農業者の高齢化、担い手不足により厳しいと思われるため、地域内の優良農地の集積・集約をすすめ、今後、地域の中心経営体となってくる認定農業者や新規就農者への貸し付けを促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
状況把握に努め、担い手への集約を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の集積・集約化を図っていく際に、貸付意向がある場合は、農地中間管理機構の活用を検討していく
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手への集積・集約を進めていく上で必要であれば基盤整備について検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAなど関係機関と連携し、担い手や後継者の確保・育成を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がいないため、集落協定団体を中心に地域全体で保全管理に務める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう侵入防止柵を設置するとともに、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
 ⑦保全管理等を進める農地については、中山間地域等直接支払交付金事業と連携し、適切な維持管理を行い、粗放的利用による農用地の保全なども検討していく。